

《運輸省(当時)通達による 外装部品装着の取扱いについて》

2024年2月

去る1995年11月22日に所謂規制緩和の一環として、運輸省(当時)より以下の通達がなされました。株式会社ジャオスで販売しているエクステリアアイテム(外装部品)は、当社で想定している装着状態においては同通達に該当しておりますので、安心して車両に装着していただけます。

構造装置の軽微な変更時の取扱いについて

使用過程における自動車について、軽微な変更となる自動車部品の取り付けについては、**構造等変更に係わる諸手続きを簡素化し**、1995年11月22日から実施しました。この場合の軽微な変更とは、以下の2点となります

①自動車部品を装着したときに寸法（長さ、幅及び高さ）及び車両重量が一定範囲内である 場合。

> POINT: 軽微な変更範囲

	長さ	幅	高さ	車両重量
小型自動車・軽自動車	±3cm	±2cm	±4cm	±50kg
普通自動車・大型特殊自動車	±3cm	±2cm	±4cm	±100kg

②指定する自動車部品（以下「指定部品」とする）を、溶接またはリベット以外の取り付け方法により装着した場合。

> POINT: 指定部品の簡易な取付

上記①②のどちらかに該当している場合は、構造変更などの諸手続きが不要です。

なお、これらの軽微な変更となる自動車部品を装着した状態においても、道路運送車両の保安基準に適合していることが必要であり、これはユーザー様の責任において管理していただくこととなります。また、新規検査又は予備検査においては、検査時の状態で自動車の諸元を決定する従来どおりの取扱いとなります。

「指定部品(外装関係)」	
(1)	「空気流を調整等する為の部品」 ●エア・スポイラ ●エア・ダム ●フード・ウインド・ディフレクター ●フードスクープ ●ルーバー ●フェンダー・スカート ●ピックアップ・トラック・ライニングボード ●その他のエアロパーツ等
(2)	「手荷物等を運搬する為の部品」 ●ルーフ・ラック ●エンクロード・ラゲージ・キャリア ●バイク/スキー・ラック ●その他ラック類 註:道路交通法第55条第2項に定める積載の方法に抵触する蓋然性の高いものは、自動車の構造装置として記載事項の変更申請があった場合でも、これを認めないものとする。
(3)	「その他の部品」 ●サンルーフ ●コンバーチブル・トップ ●キャンパーシェル ●窓フィルム ●キャンピングカー用日除け ●ロール・パー ●バンパー・ガード(パイプ状でバンパーをカバーするもの) ●フェンダーカバー ●その他カバー類 ●ヘッド・ライト/フォグ・ライト・カバー ●その他灯火類カバー ●グリル・ガード(ヘッド・ライトまでカバーするもの) ●バンパ/ブッシュ・パー(バンパ・ガードよりガードする箇所が多い) ●ドア等プロテクター ●アンダー・ガード ●その他ガード類 ●ラダー ●サン・バイザー ●ルーフトップ・バイザー ●その他バイザー類 ●ウィンチ ●牽引フック ●トウバー ●ロープ・フック ●水/泥はねよけ ●アンテナ ●トラック・ヘッド・ライナー ●グラフィック・パッケージ/テープ・ストリップ・キット ●ボディ・サイド・モールディング ●デフレクター/スクリーン(グリル) ●コーナー・ポール ●コーナー等のセンサー ●後方監視カメラ ●車間距離警報装置 註:車体周り関係の自動車部品を装着する事により、歩行者、自動車等乗員に接触するおそれのある車体外側表面部位は、外側に向けて先端が尖った又は鋭い部分があってはならない

自動車部品を装着した場合の構造変更検査等における取扱いについて(依命伝達)・(1995年11月16日付け運輸省自動車交通局通達自技第234号・自整第262号)
 国土交通省ホームページ 自動車検査・登録ガイドより抜粋(参照URL : <https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/20210804/jidousha1-1.pdf>)

※一部改修・追記を加えています

外装部品の装着は、上記①「一定範囲」に制限されるのか?

●上記の運輸省(当時)通達の②により、「指定部品」を装着する場合には①で規定する「寸法・重量」を超えても構造変更に係わる諸手続は不要と考えられます。



株式会社ジャオス

www.jaos.co.jp E-Mail : info@jaos.co.jp

TEL.0279-20-5511 FAX.0279-20-5549

